

## 大山町移住体験施設整備事業審査会審査要領

大山町移住体験施設整備事業補助金交付要綱（令和4年大山町告示第122号）第9条の規定に基づき、大山町移住体験施設整備事業の審査に関し、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 審査方法

- (1) 委員は、申請書類をもとに、別表1の審査表により審査を行う。
- (2) 審査事項は別表1(1)に定めるとおりとし、委員は、各審査項目に対する審査の観点に基づき評価する。
- (3) 審査事項における評価は、5点から1点の5段階とし、各審査項目に応じ、それぞれ別表2(1)に定める評価を行い、その合計点を委員の評価点とする。

### 2 参考意見

応募事業の評価を行うに当たって、委員は審査受付を行った関係職員に対し、参考意見を求めることができる。

### 3 審査に関する公正の確保等

委員は申請者と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、他の委員の同意を得なければ、当該事業の審査に参加することができない。

### 4 事業採択

- (1) 補助事業の採択に当たっては、申請書に記載されている予算目安内、並びに大山町移住体験施設整備事業補助金交付要綱における上限額、かつ本事業で設定された予算額の範囲内において、評価点が一定の点数に達した事業を対象に、委員の合議により採択事業を選定する。
- (2) 審査の結果必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、又は事業の一部を採択することができる。

別表 1

大山町移住体験施設整備事業審査会審査表

委員記号 ( )

申請者名 ( )

(1) 審査事項

審査項目	審査の観点	配点	採点	加重	評価点
継続性	①事業収支計画が実現可能で具体的な計画である。	5		×2	=
	②サービスの提供、広告宣伝等により利用者の確保が見込める事業である。 (目標年間利用泊数 100 泊)	5		×2	=
	③移住希望者のニーズに見合った妥当な利用料が設定されている。	5		×1	=
	④5年以上継続した施設運営が可能な財務状況である。	5		×2	=
施設の維持管理	⑤施設の維持管理に必要な体制が整っている。	5		×1	=
申請者	⑥事業開始の動機、目的が明確である。	5		×1	=
	⑦事業継続に必要な経験・ノウハウがある。	5		×2	=
関係集落との協調性	⑧集落の理解を得やすい事業である。	5		×1	=
改修の妥当性	⑨事業内容に対して、改修内容が適正である。	5		×2	=
	⑩改修により、利用者が生活しやすいスペースが確保されている。	5		×2	=
	⑪改修等の費用に見合った効果が期待できる事業である。	5		×2	=

合計 (11 項目、最大 90 点)

--

評価コメント	
--------	--

別表 2

大山町移住体験施設整備事業審査 評価点数、評価の観点

(1) 審査事項の評価の観点

評価点数	評価の観点
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている